

船舶事故等調査報告書

平成27年6月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第40号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年2月6日 07時20分ごろ
発生場所	愛媛県今治市大浜漁港北方沖 ウズ鼻灯台から真方位229° 950m付近 (概位 北緯34° 06.41' 東経132° 59.00')
事故等調査の経過	平成26年2月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 ひろふじ、19トン 290-48761 広島、メイクマリン有限会社、内海船舶有限会社（船舶借入人） B 台船（船名不詳）、全長45.0m なし、光洋工業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船底外板に凹損、プロペラに曲損 B なし
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、鉄板約300tを積載したB船を左舷側に3本の係船索で横抱きにし、約3～4ノット（kn）の速力で、大浜漁港北側にある造船所に向けて同漁港北方沖を西進した。 A船は、船長が、手動操舵により操船し、 <sup>くるしましろいし</sup> 来島白石灯標が設置されている水上岩（以下「本件水上岩」という。）を右舷方に見て西進を続けていたところ、潮流により本件水上岩に寄せられるようになったので、左舵を取って増速したが、平成26年2月6日07時20分ごろ、本件水上岩南側の浅瀬に乗り揚げた。 A船は、海上保安庁に本事故を通報し、引船により離礁した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期、潮流 北西流約2.5kn
その他の事項	A船の喫水は、船首約1.4m、船尾約2.4mであり、B船の喫水は、船首及び船尾共に約0.7mであった。 船長は、台船を横抱きにして本事故発生場所付近を10回以上航行した経験があり、いずれも憩流時に航行していたが、本事故当時、潮流が強いことを知っていたものの、揚げ荷の予定に合わせようとして航行した。 もう一人の乗組員は、本事故当時、B船に移乗して左舷方の見張り

	及び係留作業の準備に当たっていた。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B なし A なし、B なし A あり、B あり A船は、大浜漁港北方沖において、B船を横抱きにし、本件水上岩を右舷方に見て西進中、北西向きの潮流に圧流されたことから、本件水上岩南側の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、A船が、大浜漁港北方沖において、B船を横抱きにし、本件水上岩を右舷方に見て西進中、北西向きの潮流に圧流されたため、本件水上岩南側の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航行経路付近に浅瀬などがある場合には、潮流の影響を考慮して、浅瀬などから離れて航行し、又は航行する時機を調整すること。</li> </ul>